

千葉市認知症高齢者グループホーム連絡会規約

- 第 1 条 名称
この会の名称を「千葉市認知症高齢者グループホーム連絡会」とする。
- 第 2 条 所在地
この会の事務局を
千葉市中央区問屋町 6-4 ピアポート千壽苑 2 階地域交流室内に置く。
- 第 3 条 目的
千葉市に所在している認知症高齢者グループホームの資質向上、入居者の立場に立ったケアを実践する為に交流し、グループホーム事業の安定化の為に互いに学び合う事を目指す。
- 第 4 条 活動内容
前条の達成のために以下の活動を行う。
1 グループホームに関する情報の収集と提供
2 管理者・スタッフ同志の交流会等の横のつながりによりサービスを充実させ利用者や家族の信頼向上に繋げる。
3 利用者の立場に立った運営のために、シンポジウムや後援会、研修会等を行う。
4 行政、その他の関係機関との連携、連絡、調整に関する事業を行う。
5 ホームページに会員への情報コーナーを設置する。
6 その他、目的を達成するために必要な活動を行う。
- 第 5 条 会員
1 本会は、本会の目的に賛同するグループホームを運営する法人又は事業所を会員とする。
2 本会は、その活動を賛同し支援する団体、個人を準会員とする。準会員は本会の活動への参加、支援を行い、活動の情報を得ることが出来るが、運営には参加できないものとする。
- 第 6 条 入会
1 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由が無い限り、入会を認めなければならない。
2 代表は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 第 7 条 会費の納入
会員は、世話人会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 第 8 条 会員の資格の喪失
会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
(1) 退会届の提出をしたとき
(2) 会員である団体の消滅又は個人が死亡したとき
(3) 継続して、2 年以上会費を滞納したとき
(4) 除名されたとき
- 第 9 条 退会
会員は、代表が別に定める退会届を「退会」を希望する 1 ヶ月前に代表に提出して、退会することができる。
- 第 10 条 除名
会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 法令又はこの団体の規約及び規則に違反したとき。

(2) この団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第11条 抛出金品の不返還

既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第12条 役員

1 役員

役員は代表、副代表、会計、世話人（区単位）を持って構成し、総会に於いて選出し、任期は1年とする。但し再選を妨げないものとする。

2 監査

会員から監査1名を選出し、活動及び決算を監査し、会員に報告する。

3 顧問

長きにわたり当会役員を務め、当会の運営に尽力した者について、役員からの推薦があった場合、顧問として当会の運営に協力する。

第13条 役員の資格

1 連絡会の趣旨と活動に賛同していること

2 世話人会や研修の運営に協力的であること

3 世話人の活動内容

(1) 研修の企画・立案・運営

(2) 行政との連絡調整

(3) 他団体との連絡調整

(4) 会員事業所の連絡調整

(5) その他会の運営に必要な活動

4 やむを得ない事情により任期中に役員を退任する場合は、後任を推薦するものとする。

第14条 役員の選任

会員事業所からの立候補及び世話人からの推薦があった場合、総会及び世話人会で協議し選出する。

第15条 役員の退任

役員の退任を希望するものは、希望する日の1ヶ月前までに代表に申し出なければならない。

第16条 会議

1 総会

年1回総会を行い、規約の改廃、役員人事、年度予算、決算、活動計画、活動報告の審議をする。総会は会員の1/2以上の出席及び委任状がなければ開会することができない。

2 臨時総会

会員の1/3の要望がある場合及び役員会の決定により、総会の決議事項の変更の必要があった場合に開催する。

3 定例役員会

3ヶ月に1回、役員構成を持って、定例役員会を開催、総会審議事項以外の審議を行う。

4 臨時役員会

定例役員会では時期を持ってない場合、代表が招集、開催、審議をする。

第17条 会費

会員の年会費は1ユニット会員5,000円、2ユニット会員8,000円、3ユニット会員10,000円とする。又、市内で複数事業所を運営する場合は事業所毎に徴収するものとする。準会員個人会員の年会費は3,000円とする。準会員団体会員の年会費は5,000円とする。年度途中で入会の場合も上記金額とする。

第18条 事務局

本会の運営を円滑に進めるため、千葉市内に事務局を設置する。事務局は会議の記録、会計処理、会員への報告など庶務一般にわたり役割を担うものとする。

第19条 活動年度

本会の活動年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

役員は次の通りとする。

顧問	青沼 和子	(花見川区)	ゆかりの里)
代表	野口 アキ子	(中央区)	ピアポート千寿苑)
副代表	阿部 隆男	(中央区)	ハーモニー蘇我)
会計	外城 久美子	(中央区)	ピアポート千寿苑)
世話人	猪野 繫雄	(若葉区)	宮田)
	小柳 綾子	("	シャローム若葉虹の家)
	中村 佳見	(花見川区)	あんしん苑)
	石川 清敬	("	ゆうゆう)
	高梨 美奈	(稲毛区)	サロンドグリーン長沼原)
	千田 広	(花見川区)	たんぽぽ)
	澤田 梢	(緑区)	あさぎり)
	夏迫 鈴子	(緑区)	かえで)
監査役	志村 和利	(若葉区)	ゆるいの里)

この規約は、2006年12月1日より施行

この規約は、2007年4月1日より施行

この規約は、2008年4月1日より施行

この規約は、2009年4月1日より施行

この規約は、2010年4月1日より施行

この規約は、2011年4月1日より施行

この規約は、2012年4月1日より施行

この規約は、2013年4月1日より施行

この規約は、2016年4月1日より施行